

介護保険負担限度額認定を希望される方へ

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、以下の対象サービスを利用する際、居住費（滞在費）・食費が減額されます。認定は、申請を受け付けた日時点での①世帯課税状況 ②預貯金額等の状況を基準として行います。

対象となる方の要件、対象サービスや申請方法・提出書類及び対象となる方は以下の通りです。

（１）対象となる方の所得の要件及び減額後の自己負担限度額 裏面をご覧ください。

（２）対象サービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護・短期入所療養介護

（３）申請方法・提出書類

清瀬市介護保険課（市役所 1 階 4 番窓口）に以下の 2 点の書類をご提出ください。

※郵送での申請も可能ですが、受付日（申請日）は申請書が介護保険課へ到着した日になります。

不備がある場合、受理できませんのでご了承ください。

① 清瀬市介護保険負担限度額認定申請書

（介護保険課窓口、ホームページにあります。）

② 本人（配偶者のいる方は配偶者または、内縁関係の者を含む）の預貯金通帳等の写し

※通帳の写しは判定及び銀行照会を行うために、以下箇所を写してください。

1. 銀行名・支店・預金科目・口座番号・名義人が確認できるページ（中表紙）

2. 最終残高が確認できるページ（直近 2 カ月以内に記帳されているもの）

※口座を複数所持している場合は、全て上記通りに写しを提出してください。

後日不足が発覚した場合、虚偽の申告となり、返還及び加算金が発生する可能性があります。

（４）利用開始・再申請について

・負担限度額認定証が認定となった場合、申請書受付日の属する月の初日から利用開始となります。
申請日にご留意ください。

・一度「却下」と決定された方が、資産の減少・世帯の変更・税の修正申告等により要件を満たした場合も、再度申請が必要です。

また、遡及して認定を行うことは原則できませんので、あらかじめご了承ください。

（５）所得の算定

認定期間：令和 8 年 8 月 1 日から（令和 8 年度）から令和 9 年 7 月 31 日

→令和 7 年（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の所得等により算定いたします。

【ご提出・お問い合わせ先】

〒204-8511 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市生涯健康部介護保険課介護サービス係

☎ 042-497-2080（係直通）

裏面に続く

【介護保険負担限度額認定の要件及び自己負担限度額】

下表の要件に該当する場合、所得区分に応じて段階毎に認定します。

★**居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）**　　＜**太字**が令和8年8月以降の変更箇所となります＞

段階	所得の要件		本人の 預貯金等の 資産の要件		食費	居住費（滞在費）						
					施設 サービス 【 】はショ－ トステイを利用した場合	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
								老健・ 医療院等	特養等	老健・ 医療院等 (室料を 徴収しな い場合)	老健・ 医療院 (室料を 徴収する 場合)	特養等
1	生活保護受給者等		要件無し		300 円 【300 円】	880 円	550 円	550 円	380 円	0 円	0 円	0 円
	本人及び世帯全員※1が住民税非課税	老齢福祉 年金受給者	単身 1,000 万円以下 夫婦※1 2,000 万円以下									
前年の合計所得金額+年金収入額が 82.65 万円 以下※2		単身 650 万円以下 夫婦※1 1,650 万円以下	390 円 【600 円】	880 円	550 円	550 円	480 円	430 円	430 円	430 円		
3 ①		前年の合計所得金額+年金収入額が 120 万円以下	単身 550 万円以下 夫婦※1 1,550 万円以下	R8.7 まで 650 円 【1,000 円】 ↓ R8.8 から 680 円 【1,030 円】	1,370 円	1,370 円	1,370 円	880 円	430 円	430 円	430 円	
3 ②		前年の合計所得金額+年金収入額が 120 万円超	単身 500 万円以下 夫婦※1 1,500 万円以下	R8.7 まで ↓	1,360 円 【1,300 円】	1,370 円	1,370 円	1,370 円	880 円	430 円	430 円	430 円
			R8.8 から	1420 円 【1,360 円】	1,470 円	1,470 円	1,470 円	980 円	430 円	530 円	530 円	

＜食費について＞

【 】内の食費の金額は、ショートステイを利用した場合の額です。

※1 世帯の配偶者は、世帯分離をしている配偶者・内縁関係の者を含みます。

※2 令和7年の老齢基礎年金（満額）の支給額が変更になったため、所得の要件が変更となりました。

●第2号被保険者（65歳未満）の「預貯金等の資産の要件」は、利用者負担段階に関わらず単身 1,000 万円以下（夫婦 2,000 万円以下）です。

【預貯金等に含まれるもの】

資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。（不動産・美術品・生命保険等を除く）

（令和8年8月1日改訂）